

経営安定関連保証（セーフティネット保証）の
特定中小企業者及び危機関連保証の特例中小企業者の認定に係るQ & A
補足版
(新型コロナウイルス感染症に影響を受けた者に係る対応について)

令和2年3月3日

令和2年3月6日（追補）

令和2年3月12日（追補）

令和2年4月30日（追補）

令和2年6月26日（追補）

令和2年12月8日（追補）

令和2年12月25日（追補）

令和3年7月26日（追補）

1. セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証共通の補足

問1. 4号と5号、危機関連保証の違いは何か。もし事業者から相談を受けた場合、どちらを勧めればよいのか。

答 4号：100%保証、全業種（保証対象業種に限る）、売上減少要件▲20%
5号：80%保証、指定業種あり、売上減少要件▲5%
危機関連：100%保証、全国、全業種（保証対象業種に限る）、売上減少要件▲15%

4号と5号の保証限度額は同枠であり、どちらでも認定可能な場合は、4号の方が100%保証であり、事業者が融資を受けやすくなるメリットがある。但し、自治体の制度融資で活用できる号が決まっている場合などもあるため留意が必要。また、必要があれば重複して認定を出しても差し支えない。

また、危機関連保証は、セーフティネット保証とはさらに別枠が措置される制度であり、必要があれば重複して認定を出しても差し支えない（ただし、災害関係保証（東日本大震災関係分）、東日本大震災復興緊急保証、セーフティネット保証、危機関連保証の合算で、普通保証4億円、無担保保証1億6千万円が上限となることに留意されたい）。

問1-1. 認定申請時に必要な資料とは何か。

※令和2年4月30日改定追加

答 認定申請時に必要な資料は、法人（個人）の实在が確認できる資料と売上高等が確認できる資料を指す。

問１－２．法人（個人）の存在が確認できる資料とは具体的にはなにか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 法人については、次のいずれかの資料で確認することができる。なお、その他以下の資料に類するものと市区町村が認めるものにより確認しても差し支えない。

① 法人謄本（履歴事項全部証明書）又は抄本（現在事項全部証明書）

※法人謄本及び抄本はそれぞれコピーでも可

② 以下のような資料等のうち２種以上から確認できる場合

（例）

○事業活動上不可欠な支出に係る証明関係

- ・ 賃貸契約書、
- ・ 公共料金（水道光熱費）支払い領収書、 など

○出店証明や営業許認可書

- ・ 飲食店営業許可
- ・ オンラインショッピングや食べログ等、公開情報で事業活動をおこなっていることが確認できるURL

○その他

- ・ 認定申請にあたり実印が必要不可欠として扱っている場合で印鑑証明の取得を必要とする場合、印鑑証明に記載の住所

個人については、次のいずれかの資料で確認することができる

① 確定申告書の写し

② ①に代替する資料（例：開業届、許認可証など）

③ その他、①及び②に類するものとして市区町村において、事業実態があるものとして認める資料

問１－３． 契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先からの支払いが遅延している場合、会計処理上は、損益計算書上は売上高を計上する一方、貸借対照表上は未収入金と処理することが考えられる。この場合、会計上は、売上高が減っていないが、新型コロナウイルス感染症の影響の下で、未収入金がいづ支払われるかわからず、経営の安定に支障を生じているため、未収入金については売上高に算入しないこととしてよい。

※令和２年６月２６日改定追加

答 契約に基づき定期的に売上が計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先からの実際の支払いが遅延している場合、当該支払い遅延分（未収入金）を売上高から控除することも可能とする。

具体的には、取引先からの支払いがされないため未収入金となるが、会計上は売上として計上されており、現実には経営の安定に支障を生じているものの、会計上の売上を基準に判断する既存の認定基準ではセーフティネット保証等が利用できない場合として、例えば不動産賃貸業者であってテナントからの支払いを猶予している場合等が想定される。

問１－４． 未収入金の状況についてはどのように確認をすればよい。

※令和２年６月２６日改定追加

答 例えば、定期的な入金の確認方法として、預金通帳の入金状況や月次の売上高台帳及び未収入金台帳の前年分と当年分の比較をすることなどによって確認が可能であると考えられる。

問２． 売上高等の減少を確認するための証拠書類はどのようなものを求めればよい。

※令和２年４月３０日改定追加

答 売上高等の確認資料については、例えば、以下の資料等のいずれかを用いて確認を行うことができる

- ① 各月の売上高等が分かる書類（売上台帳など）
- ② 市区町村が定める所定の様式（各月の売上高等を記載するものであって、法人（個人）により真正性の証明をさせるもの。）

なお、②の資料による場合には別途同資料の内容を挙証する資料の提出を求める必要はない。しかしながら、内容に疑義がある場合など、必要に応じて、①に掲げる売上台帳や試算表など資料作成の際に用いた資料を補足的に確認

することを妨げるものではない。

※上記のとおり売上高等の確認に必要最低限の範囲で書類を徴求することとし、例えば、資金繰り表など必要のない書類の徴求は事業者の負担となることに留まらず、市区町村の認定事務負担ともなることから徴求しないこととされたい。

問２－１．申請の受付に当たっては、窓口で受け付けをし、面談によらなければならないのか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 認定申請の受付については、既に郵送での受け付けを開始している市区町村もあり、対面での受け付けは必須ではない。

また、一部の市区町村ではオンライン申請に向けた動きもみられており、非対面で効率的な認定申請に向けた改善を随時行っていただきたい。

問２－２．申請の受け付けは、申請者が金融機関と相談後でなければ受け付けをしてはならないのか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 直接、認定申請窓口申請があった場合には、窓口で受け付けをし、申請書の発行をすることが望ましい。

他方、これまで金融機関と取引のなかった事業者等においては、金融機関の融資申込みから審査までに時間を要するおそれもあることから、その点については申請受付時に申請者に対して丁寧に説明いただきたい。

問２－３．令和２年５月１日に改正された認定要領では、認定者の印が削除されているが、印は不要なのか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 従前の要領では「印」の記載があったが、自署する場合その他認定の真正性等が確保される場合にあっては、必ずしも押印は必要ないことから、一律に求めるような様式としないこととし、認定権者である市区町村において柔軟な運用を可能としたもの。

ただし、公印以外で認定の真正性を証明することができない場合には、従前のとおり扱っていただきたい。

問２－４．認定要件の確認において、前年比の小数点以下を切り上げとする運用を行ってよいか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 小数点第２位以下を切り捨てて表記することとする。

（例）

- 5.1234%は、5.1%
- 14.5678%は、14.5%
- 4.999%は、4.9%
- 14.987%は、14.9%

問２－５．新認定要領の様式例において、申請者の「印」を削除しているが、押印は不要なのか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 これまで例示してきた様式では「印」の記載があったが、自署する場合や法人の実在性、申込意思、書類の真正性が別の手段により確認できる場合にあっては、一律に押印を求めるような様式としないこととし、認定権者である市区町村において一層の柔軟な運用を可能としたもの。

なお、市区町村の決裁規定等により押印を求める場合には従前のおり取り扱うこととしても差し支えない。

※本改正は、市区町村におけるオンライン申請の取組を進めるために講じているものでもあるため、業務効率化のために柔軟に運用いただきたい。

問２－６．実印がない場合、訂正印は不要か。

※令和２年４月３０日改定追加

答 基本的には市区町村の運用に委ねるが、修正をした者が修正した旨を補記する運用も想定される。

問２－７．修正する際、職員が職権で修正してもよいか。

※令和２年４月３０日改定追加

答 基本的には市区町村の運用に委ねるが、申請者（受任者含む）に確認の上、修正をした場合には修正をした職員が修正した旨を補記するなどの運用も想定される。

問3. 「売上高等」を前年と比較する際、事故や災害等の特殊事情により前年同期の売上高等が著しく低かった場合や休業等をやむなくされており売上高が0である場合、そうした特殊事情を考慮した上で認定することは可能か。

※令和2年6月26日一部修正

答 当該特殊事情が合理的に説明できるものであれば、認定にあたって考慮することは可能。その場合、当該特殊事情の影響を受けない時期での同期比較で売上高等が減少しているという事実を確認することが必要。

(例) 令和2年2月の売上高等の実績で認定判断を行う際に、前年の平成31年2月に特殊事情が生じていた場合、特殊事情の影響を受けない時期として、前々年の平成30年2月の売上高等の実績で比較を行うことも想定される。

なお、危機関連保証についても本取扱いを準用する。

問3-1. 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoTo キャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、「最近1か月」を弾力的に解釈することとしてよいか。

※令和2年12月8日改訂追加

答 確認可能な「最近1か月」の売上高等が前年同期に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、認定にあたって考慮することは可能。

その場合、「経営安定関連保証に係る特定中小企業者認定等に関する回答事例集」(平成31年4月1日)問1-4を参考にし、当該事業者の実態を適切に把握できる期間として、例えば、比較する期間を6か月等とするなど、認定権者の判断により弾力的な運用とすることとされたい。

なお、各種支援策の変更などの影響を受けたことについて、中小企業者から挙証資料等の提出を求める必要は無く、当該中小企業者の業種、事業者や取引先の所在地等の事情を踏まえ認定権者が弾力的に判断することで差し支えない。

問３－２．売上高等の減少要件について、新型コロナウイルス感染症が発生してから１年以上経過した後も、前年同期比で判断してよいか。

※令和２年１２月２５日改訂追加

答 セーフティネット保証４号及び危機関連保証の認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしており、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和２年２月以後の月の売上高等は比較対象に入らず、原則として前々年の同期と比較することとなる。

しかしながら、同感染症の影響が長期化しており、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に同感染症の影響を受けた場合は、前年同期と比較することとする。

この取扱いは、セーフティネット保証４号、危機関連保証だけではなく、セーフティネット保証５号においても同様とする。ただし、最近３か月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとする。

なお、各認定において、最近１か月の後２か月を含む３か月の前年同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた後の期間に含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とする。

また、同感染症の影響を受けた時期について、中小企業者から挙証資料等の提出を求める必要は無く、ヒアリング等により確認することで差し支え無い。

比較可否の例は以下のとおり。

(１)「最近１か月」が令和２年１２月の場合

①感染症の影響を受けたのが令和２年２月の場合

(比較対象年・月)										(直近月)				比較可否	理由
平成31年／令和元年				令和2年				令和3年							
12	1	2		12	1	2		5		12	1	2			
						★								×	
						★								×	
						★								○	
						★								×	

②感染症の影響を受けたのが令和2年5月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)				比較可否	理由
平成31年／令和元年				令和2年					令和3年					
12	1	2		12	1	2		5		12	1	2		
								★					○	前年同期より後にコロナの影響を受けた場合は、前年同期比較。
								★					×	コロナの影響を受ける直前同期よりも前の期と比較している。
								★					×	同上
								★					×	同上

(2)「最近1か月」が令和3年4月の場合

①感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

(比較対象年・月)									(直近月)				比較可否	理由	
平成31年／令和元年				令和2年					令和3年						
4	5	6		4	5	6		9		4	5	6			
				★										○	前年同期以前にコロナの影響を受けた場合は、前々年同期比較。
				★										×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
				★										×	同上
				★										×	同上

②感染症の影響を受けたのが下図★印の月の場合

(比較対象年・月)										(直近月)				比較可否	理由
平成31年／令和元年				令和2年					令和3年						
4	5	6		4	5	6		9		4	5	6			
								★						○ 前年同期より後にコロナの影響を植えた場合は、前年同期比較。	
														○ コロナの影響を受けた後の令和2年5、6月に替え令和元年5、6月を比較対象とする。	
														×	コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。
														○ コロナの影響を受けた後の令和2年6月に替え令和元年6月を比較対象とする。	

問４．創業後１年１か月を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、認定は可能か。

※令和２年３月１３日改定追加、令和２年１２月８日一部修正、令和２年１２月２５日一部修正、令和３年７月２６日一部修正

答 認定を可能とする。

業歴３か月以上１年１か月未満の場合は、原則として以下の基準をもって認定をして差し支えない。

- ・最近１か月（※）の売上高等が、最近１か月を含む最近３か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少していること。

※最近１か月の売上高等と各比較対象期間との比較が適当では無い場合にあっては、最近６か月の平均と各比較対象期間とを比較するなど、弾力的な運用を行なって差し支え無い。ただし、①「最近１か月を含む最近３か月間」における「最近１か月」については「最近６か月の平均」との読み替えを行わないものとする。

なお、各基準とは、４号は▲20%、５号は▲5%、危機関連は▲15%をいう。

また、上記弾力的な取扱いに加え、創業者に対しては創業保証等の１００％保証メニューもあるため、必要に応じて、最寄りの信用保証協会へ相談されるように案内されたい。

問４－１．事業開始後、施設の建設等が長期に亘るなど、売上が実際に発生したのは数か月前で、前年は売上がたっていないため前年との比較ができないが、事業開始（法人設立日や個人開業日から）から１年１か月以上経過している場合は、前問の基準を用いて認定することはできないのか。

※令和２年４月３０日改定追加、令和２年１２月２５日一部修正

答 前年以降、施設の建設等や準備などにより、前年の売上げがないが、その後売上が伸びている場合は、売上高等が前年と比較することが困難な事業者として取り扱い、問５の要件を充足している場合は認定することができる。

※なお、本取扱いにて対応する際には、法人設立後や開業後に売上高が計上できない期間が継続していることにつき、ヒアリング等により確認することが望ましい。

問４－２．創業時点はどのような書類をもって確認が可能か。

※令和２年４月３０日改定追加

答 法人であれば法人謄本（履歴事項全部証明書）、個人であれば開業届や許認可証などによって確認することが可能。

問５．２年前以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などにより企業が成長していることにより、現在の企業全体の売上高等と、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期（以下「前年等」という。）の売上高等を比べることが適当でない場合も認定を行うことはできないのか。

※令和２年３月１３日改定追加、令和２年４月３０日修正、令和２年１２月８日一部修正、令和２年１２月２５日一部修正

答 認定を可能とする。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じているにも関わらず、前年等以降、店舗や工場、支店等の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等の設備投資などによって、売上高等の前年等比較では認定が困難な事業者については、原則として以下のいずれかの基準をもって認定をして差し支えない。

- ①最近１か月（※）の売上高等が、最近１か月を含む最近３か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少していること。
- ②最近１か月（※）の売上高等が、令和元年１２月の売上高等と比較して各基準以上に減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が令和元年１２月の売上高等の３倍と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。
- ③最近１か月（※）の売上高等が、令和元年１０月から１２月の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が令和元年１０月から１２月の売上高等と比較して各基準以上に減少することが見込まれること。

※最近１か月の売上高等と各比較対象期間との比較が適当では無い場合にあつては、最近６か月の平均と各比較対象期間とを比較するなど、弾力的な運用を行なって差し支え無い。ただし、①「最近１か月を含む最近３か月間」における「最近１か月」については「最近６か月の平均」との読み替えを行わないものとする。

なお、各基準とは、４号は▲20%、５号は▲5%、危機関連は▲15%をいう。

問５－１．２年前以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などによって成長しており、売上高等の前年等比較は著しく適当でない場合は、運用緩和後の認定基準をもって認定しても差し支えないか。

※令和２年４月３０日改定追加、令和２年１２月２５日一部修正

答 認定基準の運用緩和は、創業者や急速に成長している企業の資金繰りを支援するために行ったものであり、設問の例のとおり、売上高が増加していることが確認でき、単純な前年等比較では不適当な場合には、運用緩和後の認定基準をもって認定しても差し支えない。

※なお、前年等と比較することが相当でないことの確認のため、申請者の売上高等が増加していることについてヒアリング等により確認することが望ましい。

問６．事業全体で売上高等の減少要件を充足しているが、２年前以降店舗、工場、支店等の減少や一部事業の廃止内容が減っている又は業態を転換している場合、認定は可能か。

※令和２年１２月２５日一部修正

答 個別事情等のヒアリングにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると判断できる場合には、認定しても差し支えない。

問７．市区町村への認定申請の手続きを、金融機関の担当者等が代理で行うことは差し支えないか。

※令和２年４月３０日修正、令和２年１２月２５日修正

答 市区町村の認定窓口の混雑緩和と認定事務の負担軽減のため、金融機関の担当者による代理申請を可能としている。

特に、令和２年５月以降開始した新制度（都道府県等の制度融資（新型コロナウイルス感染症対応資金要綱））においては、同年４月２７日付配慮要請にも記載のとおり、市町村及び特別区への認定申請は、窓口混雑の緩和による感染症対策、手続の手戻りを減らすことによる認定事務負担の軽減・認定書発行の迅速化を図るべく、「金融機関による代理申請を原則」とすることとしている。金融機関、保証協会に対しても、手続き迅速化の観点から、こうした金融機関によるワンストップ手続きを促進するよう要請している。市区町村においても、こうした運用への対応ができるよう、ホームページや電話対応時等に代理申請をPRしていただきたい。

(参考1:別添) 委任状様式例

問7-1. 委任状様式例中の、「金融機関の印」には何を押印すればよいか。

※令和2年4月30日改定追加

答 金融機関の押切印を押印いただきたい。

問7-2. 金融機関の代理申請の場合、金融機関による修正は可能か。

※令和2年4月30日改定追加

答 金融機関が、代理申請のため、申請者から認定書の取得にあたり包括的に委任を受けて申請を行っている場合には、金融機関により修正することは差し支えない。ただし、修正をした場合には修正した旨を補記するなどが必要。

問7-3. 委任状に記載された職員（代理人）以外の担当者が認定書の受領に来た場合、代理人（受任者）ではないため、認定書を渡すことはできないのか。

※令和2年4月30日改定追加

答 各市区町村と金融機関の間での取り決めとなるが、新型コロナウイルス感染症の影響下において、金融機関においてもテレワークや2交代制など勤務体制により、必ずしも専任の金融機関職員が申請から受領まですべて一元的に行うことが困難な場合もあることから、事前に金融機関側と連絡、調整をすることで柔軟に対応して差し支えない。

問8. 認定申請審査に用いた書類は全て保存しておく必要があるのか。

答 各市区町村において規定する文書管理規定等によるものとし、他の審査業務等と同様の取扱いとされたい。

問 8－1. 事業者から提出を受ける認定申請書は 2 枚から 1 枚に変更されたが、市区町村で控えが必要な場合はコピーにて対応することで良いか。

※令和 2 年 4 月 3 0 日改定追加

答 差し支えない。

問 8－2. 信用保証協会への申込みに当たっては認定書のコピーでもよいか。

※令和 2 年 4 月 3 0 日改定追加

答 信用保証協会に提出する認定書はコピーで差し支えない。

問 8－3. 申請者から複数通の認定書の発行申請があったが、求めに応じて発行してかまわないか。

※令和 2 年 4 月 3 0 日改定追加

答 問 8－2 のとおり、信用保証協会に提出する認定書はコピーでかまわないため、原本を複数通発行する必要性はない。ただし、必要に応じて発行することは差し支えない。

※問 8－4～問 8－6 削除（令和 2 年 1 2 月 8 日）

問 8－7. 認定書を紛失等した事業者から再発行の申請の相談があった場合、前回申請を受付けた際の資料をもって、認定書を発行してもよいか。

※令和 2 年 4 月 3 0 日改定追加

答 前回申請時の資料をもって認定書を再発行しても差し支えない。ただし、再発行日の日は前回発行日とすることとされたい。

問 9. 令和元年 1 0 月から消費税が 1 0 %に引き上げられたことの影響について、認定上留意する点は何か。

※令和 2 年 1 2 月 2 5 日一部修正

答 令和元年 1 0 月以降の月毎の消費税を除く売上高が前年等同期に比して減少しているにもかかわらず、消費税率引上げという要因により外見上認定基準を満たさない場合において、認定対象としないことには疑義がある。

そこで、特定（特例）中小企業者認定要領の認定基準を用いるにあたり、次のような対応が考えられる。

【消費税込みの売上高で比較した結果、消費税率引上げによる影響と考えられる程度の差で認定基準を満たさない場合】

○このような場合は、消費税抜きの売上高の比較により認定基準を満たすかどうかの判定を行うことが適当。

○そのため、事業者等から相談、申し出等があった際は、簡易的に以下のとおり消費税分を調整（控除）することで対応することも可能とする。

・令和元年10月以前の売上高について「月売上高×100／108」

・令和元年10月以降の売上高について「月売上高×100／110」

○上記調整の結果、認定基準を満たす場合は、調整後の数字を記載した申請書により、認定するものとする。

※消費税込みの売上高の比較により、認定基準を満たす場合は、そのまま認定していただいて何ら差し支えない。

※業種によっては、軽減税率である8%と10%が混在した税込売上高となっている場合もあるため、上記方法は統一的なものではなく、必要に応じた調整を行って対応頂きたい。

問9-1. 税滞納をしている事業者に対して一律に認定申請を受け付けない運用をしてもよいのか。

※令和2年3月13日改定追加、令和2年4月30日修正

答 新型コロナウイルス感染症の影響の広がりや深刻さを踏まえ、中小企業庁から信用保証協会に対して、税滞納先への保証の取扱いについて、例えば税務署との間で未納分に関する分納の調整が行われているか、といった滞納解消に向けた取組を十分に斟酌すること等を要請しているところ。従って、認定申請受付に当たっては、事業者の滞納状況等を認定事務上考慮することのないよう対応を頂きたい。

2. セーフティネット保証4号関係、危機関連保証共通

問10. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であることをどのように確認すればよいのか。

答 地震や台風といった外形的に明確な影響がある災害と異なり、新型コロナウイルス感染症についてはその影響を受けていることを外形的に判断することは困難。

したがって、認定申請を行う事業者の個別事情・業況を聞き取りなどで確認し、当該事情等に一定程度の合理性が認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者であると判断して差し支えない。

問 11. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者であることを確認するために、事業者から何らかの挙証書類等を徴求する必要があるか。

答 新型コロナウイルス感染症が国内中小企業者に与えている影響は大きく、資金繰りの安定化について迅速な対応が求められることから、統一的に挙証書類等を徴求することは差し控え、認定書を窓口に提出した際、事業者から口頭で状況等について確認を行い、影響を受けていることを確認することで差し支えない。

※問 12 削除（令和 2 年 4 月 3 0 日）

問 13. 認定申請審査時に採用し得る売上高等の実績の例は。

令和 2 年 4 月 3 0 日修正

答 令和 2 年 1 月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の影響は事業者ごとに異なる時期から出ていることが想定されるところ、例えば同年 2 月後半から影響を受けている場合には、2 月後半の 2 週間分だけの売上高等を月換算し、前年 2 月の売上高等と比較するなど、柔軟な対応とされたい。

なお、令和 2 年 4 月以降も、事業者によっては影響の発生時期が異なることから、申請月における売上高等については、申請者が当該月の申請日までの売上高（目安として概ね半月以上）を把握している場合に限り、当該月のその後の期間における見込み売上高等を含め実績としてみることも可能なため、個別事情を勘案して対応されたい。

問 14. 認定基準は、「原則として最近 1 か月間の売上高等の減少とその後 2 か月を含む 3 か月の売上高等の減少」が要件となっているが、「その後 2 か月間の見込み」を具体的にどのように算出したらよいか。

令和 2 年 4 月 3 0 日修正

答 「その後 2 か月間の見込み」については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業への影響を踏まえた売上高の見込みとなる。そのため、基本的には認定申請者の申出によるものとなるが、例えば、認定申請者にヒアリングした結果、X 月売上と同じくらいの状況が続く見込みであれば、X 月売上と同水準でその後の 2 か月間の売上も推移するものと見込んでも差し支えない。

3. セーフティネット保証4号関係

問 15. A 都道府県から B 都道府県に移転し、1 年経たない、今回の新型コロナウイルス感染症の影響が全国に及んでおり、いずれも指定地域であるため認定は可能か。

※令和2年4月30日修正

答 既存の回答事例集では、「地域を移転している場合、移転を要因とした売上高の減少を排除できないことから原則、認められない。」とあるが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響の広がりやその影響を受けて資金繰りが困難な中小企業者に対して支援する必要性に鑑み、移転前後で事業実体に変化がなく、移転を要因とした売上高の減少であることが明らかな場合を除き、認定は可能。

4. セーフティネット保証5号関係

※弾力的な認定基準（「最近の売上高実績の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高減少を要件」を用いる場合）においては、2. 問 13. 及び問 14. も参照されたい。

問 16. セーフティネット保証5号の認定申請書に記載する売上高如何。

※令和2年4月30日修正

答 新型コロナウイルス感染症の影響が時々刻々と変化している状況に鑑み、セーフティネット保証5号の認定基準は運用緩和しており、令和2年5月以降も緩和した認定基準で認定して差し支えない。なお、当該運用緩和は今般の認定要領改正により、危機関連保証の指定期間中実施することとした。

問 17 削除（令和2年4月30日）

問 17-2 削除（令和2年4月30日）

問 18. 本Q & Aの弾力的運用は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種に限ったものか。

答 新型コロナウイルス感染症は、特定の業種に限って影響を及ぼしているものではないため、指定されている全業種に同運用を適用して差し支えない。

問 19 削除（令和３年７月２６日）

問 20 削除（令和３年７月２６日）

問 21. 兼業している者について、主たる事業が保証対象外業種である場合、どのように扱うのか。

令和２年４月３０日新設、令和２年１２月２５日一部修正、令和３年７月２６日一部修正

答 従たる業種が指定業種であれば、指定業種に係る売上高等の減少率と企業全体の売上高等の減少率の両方が認定基準を満たしているかどうかで判断をする（特定中小企業者認定要領５（イ）②等を満たしているかを確認する。）。なお、その際は、認定書様式中の「主たる業種」を「指定業種である従たる業種」と読み替える。

例えば、当該中小企業者の指定業種に属する事業の売上高等が前年等同期比で５％以上減少しており、かつ当該中小企業者全体の売上高等が前年等同期比で５％以上減少していることを確認することとなる。

問 22 削除（令和３年７月２６日）

5. 危機関連保証関係

問 23. 危機関連保証の認定書の有効期間を記載する際、危機指定期間の終期を考慮して記載する必要があるか。

令和2年12月25日新設

答 「特例中小企業者認定要領」第3 において、「認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とする」とあるため、認定の日から起算して30日を当該認定の有効期間として記載する。ただし、危機指定期間の終期が先に到来する場合は、その終期が有効期限となるため注意を要する。

この点、例えば認定申請書の欄外に留意事項として、「認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。」と補記する方法や、各市区町村のホームページに同内容を掲載する等の方法により周知されたい。

(参考2:別添) 認定申請書様式 (例)

(別添参考 1 : 委任状様式例)

委 任 状

令和 年 月 日

〇〇市区町長 殿

代理人(受任者)

金融機関名

支店名

住 所(金融機関所在地)

氏 名(職員名)

電話番号

金融機関の印

私は、上記の者を代理人として定め、下記の権限を委任します。

委任者

住 所

名 称(法人名)

(代表者) 氏名

記

- ☐ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請及び認定書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- ☐ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請及び認定書の受領並びにその他これらに関する一切の権限
- ☐ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請及び認定書の受領並びにその他これらに関する一切の権限

(注) 市区町村の必要に応じて、委任状を持参した受任者の本人確認や名刺等の徴求をすることとして差し支えない。

以上

(別添参考2:認定申請書様式(例))

中小企業信用保険法第2条第6項
の規定による認定申請書(例)

年 月 日

(市町村長又は特別区長) 殿

申請者
住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名)

私は、〇〇〇(注1)の発生に起因して、現在、金融取引の正常化のために資金調達が
必要となっており、かつ、下記のとおり売上高等も減少しております。こうした事態の発
生により、経営の安定に支障が生じておりますことから、中小企業信用保険法第2条第6
項の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 事業開始年月日 年 月 日

2 (1) 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

減少率 % (実績)

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

A: 信用の収縮の発生における最近1か月間の売上高等

円

B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等

円

(ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み

減少率 % (実績見込み)

$$\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$$

C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等

円

D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等

円

3 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(注) 〇〇〇には、経済産業大臣が生じていると認める「信用の収縮」を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、危機関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第二条第六項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期のいずれか先に到来する日となります。